小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する条例施行規則(素案)

(趣旨)

第1条 この規則は、小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する条例(令和 年条例第 号)(以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定める。

(愛玩動物以外の動物)

- 第2条 条例第2条第1項ただし書きの規則で定める動物は、次の各号に 掲げる動物とする。
 - (1) 農業、畜産業、水産業の目的で飼養され、又は保管される動物
 - (2) 前号の目的のほか食用の目的で飼養され、又は保管される動物
 - (3) 運転又は牽引する動力の目的で飼養され、又は保管される動物
 - (4) 学校教育の目的で飼養され、又は保管される動物
 - (5) 学術研究の目的で飼養され、又は保管される動物
 - (6) 生態系保全の目的で飼養され、又は保管される動物
 - (7) 村長が公益上特に必要と認める目的で飼養され、又は保管され る動物

(愛玩動物の飼養登録申請書の様式等)

- 第3条 条例第8条第1項の規定による登録の申請は、別記様式第1に定める愛玩動物の飼養登録申請書及び誓約書を提出して行うものとする。
- 2 条例第8条第3項の規定により交付する飼養登録証は、別記様式第2 に定めるもの及び猫にあっては村長が交付する首輪とする。
- 3 条例第8条第4項の規定による再交付の申請は、別記様式第3に定め る再交付申請書を提出して行うものとする。
- 4 条例第8条第6項の規定による登録事項の変更届出は、別記様式第4 に定める登録事項変更届出書を提出して行うものとする。
- 5 条例第8条第7項の規定による飼養登録の抹消届出は、別記様式第5 に定める飼養登録抹消届出書を提出して行うものとする。
- 6 条例第8条第9項の規定により飼い主から飼養状況の聞き取りをした 獣医師は、村長に飼養状況を報告するものとする。

(愛玩動物の適正飼養の義務等)

第4条 条例第9条第3項の規則で定める愛玩動物及び個体を識別するた

めの措置は、別表第1のとおりとする。

- 2 飼い主は、その愛玩動物が自己の所有に係るものであることを明らか にするよう、個体を識別するための措置をとるよう努めなければならな い。
- 3 条例第9条第4項の規則で定める愛玩動物及び繁殖を防止するための 措置等は、別表第2のとおりとする。
- 4 飼い主は、その愛玩動物をみだりに繁殖させてはならず、適正に飼養することが困難とならないよう、又は生態系に係る被害を未然に防止するよう、繁殖を防止するための措置等をとるよう努めなければならない。
- 5 条例第9条第5項の規則で定める愛玩動物及び飼養上限数は、別表第 3のとおりとする。

(飼い主の会)

- 第5条 条例第11条第2項で定める「飼い主の会」は、次の各項に定めるところによる。
- 2 飼い主の会は、飼い主及びその他の入会を希望する者で結成されるものとする。
- 3 飼い主の会の役割は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 環境衛生の保持に努めること。
 - (2) 愛玩動物の飼養を開始する者の相談窓口となること。
 - (3) 条例を遵守しない飼い主に対し、村と協力し必要な指導を行うこと。
 - (4) 条例の目的を達成するために必要な措置をとること。

附則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 小笠原村飼いネコ適正飼養条例施行規則(平成11年規則第13号) は、この規則の施行日前日に廃止する。

別表第1

愛玩動物の種類	個体を識別するための措置
犬	狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第
	3項及び同法第5条第3項の規定によるほかマイクロ
	チップ(動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48

	年法律第105号)第39条の2第1項に規定するも
	の。以下同じ)の装着
猫	マイクロチップ及び首輪の装着

別表第2

愛玩動物の種類	繁殖を防止するための措置等
犬	生殖を不能にする手術
猫	生殖を不能にする手術

別表第3

愛玩動物の種類	飼養上限数
犬	5
猫	5